

令和2年7月14日

令和2年8月11日

香川県観光・宿泊施設等感染症拡大防止対策支援事業補助金 Q&A

1 事業の目的

Q 香川県観光・宿泊施設等感染症拡大防止対策支援事業補助金の目的は何か。

A 県内の中小企業者が、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける中、本県を訪れる旅行者の安心安全を確保するため、感染症の拡大防止に資する取組みに要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、もって本県を周遊する旅行者の回復及び滞在の促進による県経済の活性化を図ることを目的とします。

2 補助金交付の流れ

Q 補助金の申し込みはいつまでに行う必要があるのか。

A 補助金交付申請書の提出期限は、令和2年11月30日（月）までです。

ただし、提出期限近くの申請である場合、手続きが間に合わない可能性がありますので、余裕をもったスケジュールで進めてください。

Q 補助金交付申請書の受付は先着順か。

A 必要書類が整い次第、随時受け付けますが、予算に限りがあることから予算がなくなり次第、締め切ります。

3 補助対象施設

Q 補助対象者にならない者を教えてほしい。

A 補助対象者にならない者は、以下のとおりです。

- ・ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・ 特定非営利活動法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人
- ・ 令和2年4月7日において事業を行っていない創業予定者
- ・ 任意団体 など

Q 「県内の観光施設」とはどのような施設のことか。

A 訪日外国人旅行者を含む県外からの旅行者が現に多く利用している、もしくは利用することが予想される施設のことです。なお、飲食店や日用品を販売するスーパー、コンビニなどは対象外となります。

Q 「県内の観光施設の近隣において、旅行者に対し主に土産品の販売を行う施設」とはどのような施設か。

A 観光施設（訪日外国人旅行者を含む県外からの旅行者が現に多く利用している、もしくは利用することが予想される施設）の概ね徒歩圏内において、主に土産用の地場産品や地域の銘菓などを販売する施設のことです。

Q 「県内の観光施設の近隣において、旅行者に対し主に土産品の販売を行う施設」のうち、「主に土産物の販売」とはどの程度をいうのか。

A 売り場面積の大半が土産品の販売スペースであるという意味です。主たる営業が別にあり、店舗の一角で土産品を販売している施設は土産店とはなりません。

Q 「県内の観光施設の近隣において、旅行者に対し主に土産品の販売を行う施設」について、土産品とはどのようなものとすることをいうのか。

A 土産品とは、以下のいずれかに該当するものとすることを想定しています。

- ・ 当該品に土産、土産品、みやげ、名産、名産品、特産、特産品、名物、銘菓等と表示したもの
- ・ 商品中に地域名を冠したもの（○○羊かん、○○最中、○○まんじゅう、○○だんご等（○○は地名））
- ・ 観光地の観光資源又は観光対象を絵若しくは文字等をもってデザインした包装容器を用いた商品
- ・ 土産品として広報されている商品及び顧客等に土産品として販売されているもの

Q 「県内の観光施設の近隣において、旅行者に対し主に土産品の販売を行う施設」について、県内の観光施設の近隣における飲食店は、補助対象施設なのか。

A 飲食店は補助対象外となります。

Q 「県内の観光案内所」とはどのようなものとすることをいうのか。

A 観光に関する情報提供や交流機会（体験・学習など）の提供を行う施設のことです。

Q 「簡易宿所営業」を営む宿泊施設のうち、県内の観光施設の近隣において、土産品の販売を行っている施設は、「県内の観光施設の近隣において、旅行者に対し主に土産品の販売を行う施設等」として申請してもよいのか。

A 土産店は、売り場面積の大半が土産品の販売スペースである必要があります。主たる営業内容が「簡易宿所営業」の場合は「簡易宿所営業」を営む宿泊施設として、申請してください。

Q 「常時使用する従業員」の人数は、いつ時点での人数か。

A 申請時点における人数とします。なお、以下の方は「常時使用する従業員」の数に含めないものとします。

- ・ 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- ・ 個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ・ （申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員（法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者）
- ・ 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - ① 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）
 - ② 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

※ 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である。）はパートタイム労働者とします。パートタイム労働者に該当するのは、「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

なお、1か月とは、本補助金申請月の前月となります。

4 補助上限額・申請回数・補助率

Q 同一事業者が複数の施設について申請する場合、補助金交付申請書は施設ごとに提出が必要なのか。

A 複数の施設分をまとめて、補助金交付申請書及び添付書類を御提出いただいてもかまいません。その際、事業計画書の様式1別紙1-1及び別紙1-2は、施設ごとの事業内容及び補助対象経費が明確に特定できるように記載してください。

Q 「1施設」とはどういう意味か。

A ある用途のために建てられている一建築物及び建築物の一区画をいいます。ただし、同一管理者の建築物が複数ある場合において、各建築物が近隣に所在し、各建築物を利用する際の受付窓口が集約され自由に施設間を行き来できるなど、当該複数の施設が、一体的に管理・運営されている場合は、1施設とみなします。

5 補助事業・補助対象経費

Q 「衛生消耗品購入費」について、消毒液用の詰め替え容器、ガウン、エプロン、クロス、ケープ、タオル、消毒用ウェットティッシュ、トイレ等手洗い場に設置するペーパータオル、石けん、うがい薬の購入費は補助対象なのか。

A 感染症の拡大防止に資するものであれば、原則補助対象となります。申請書にその用途を記載してください。なお、平常時の営業で使用する物品（清掃機器・用具や客室内のアメニティなど）の単なる補充等は対象外となります。

Q 「備品・機器導入費」について、空気清浄機、施設の器具を消毒するための機器（紫外線殺菌灯等）は、補助対象なのか。

A 感染症の拡大防止に資する物であれば、原則補助対象となります。なお、自動消毒剤噴霧器については、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれがある場所での噴霧は推奨されていないとの国の見解があるため、空間に消毒剤を噴霧する機器は補助対象外です。

参考 HP：「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

Q 「備品・機器導入費」について、備品・機器のレンタル・リース料は補助対象なのか。

A 備品・機器のレンタル・リース料も補助対象となります。ただし、契約期間が補助事業実施期間を超える場合は、補助事業実施期間分のみ補助対象となります。なお、令和2年12月15日（火）までに支払いが完了し、実績報告書提出期限（令和3年1月5日（火））までに領収書等の支出証拠書類が準備できる支出に限ります。

Q 「備品・機器導入費」について、扇風機やエアコンの購入費は補助対象なのか。

A 扇風機やサーキュレーターは、補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費（汎用性があり目的外使用になり得るもの）であるため、補助対象外です。

また、エアコンは、感染症の拡大防止以外にも、室内温度を調整することで活用することができ、汎用性が高いと考えられるため、原則補助対象外です。ただし、換気機能があるものは補助対象となりえますので、申請される場合は補助金交付申請書に具体的な型番等を記載するか、カタログなどを添付してください。

Q 「備品・機器導入費」について、備品・機器の利用に係るランニングコストは補助対象なのか。

A 備品・機器の利用に係るランニングコストは、補助対象外です。

Q 「施設設備の設置・改良費」について、設置箇所の整備工事や基礎工事は補助対象なのか。

A 設置箇所の整備工事や基礎工事は、補助対象外です。

Q 「施設設備の設置・改良費」について、網戸を新たに設置する場合、補助対象となるのか。

A 網戸の設置は、補助対象となります。

Q 「施設設備の設置・改良費」について、既存の破損していた施設設備の補修工事は補助対象なのか。

A 既存の施設設備を補修するだけでは、補助対象外です。既存の施設設備を補修し、さらに感染症の拡大防止に資する取組みとして、施設設備の機能を高め、又は耐久性を増すために改良を行う場合、補修工事も補助対象となります。

Q 「施設設備の設置・改良費」について、既存の施設設備を廃棄・処分する際に要する経費は補助対象なのか。

A 既存の施設設備を廃棄・処分するだけでは、補助対象外です。既存施設の設置・改良を行う場合、既存の施設設備の廃棄・処分する際に要する経費も補助対象となります。

Q 「その他」について、【旅行者に対し、旅行者が感染症拡大防止の観点から留意すべき「新しい旅のエチケット」等を周知するための掲示物の作成やホームページの改修などに要する経費】とあるが、申請する際に注意すべきことはあるのか。

A ホームページを改修する際に要する経費は、見積書等において補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費でなければなりません。(ホームページ改修費一式やホームページ作成費一式となっている場合は、補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できないため、補助対象外となります。)

また、本補助金の目的に合致しないホームページの作成や改修費・維持管理費、及び販売促進につながるチラシやポスターの作成費等は補助対象外となります。

Q 「その他」について、衛生消耗品や備品・機器の送料や手数料は補助対象なのか。

A 補助対象外です。

6 申請手続き

Q 公共施設の管理者や公共施設を借りて事業を営んでいる中小企業者は、申請することができるのか。

A 可能です。なお、申請する際は、以下の2点について御留意ください。

- 1 本補助事業の対象にしようとする経費が、国（国所管の独立行政法人等）や県、市町により当該中小企業者に支払われている委託料や指定管理料等の対象経費と重複している場合には、本補助事業の対象となりません。
- 2 本補助事業により購入した物品や発注した工事の成果物は、施設の管理等が終了した後も、本補助対象者である中小企業者に帰属しなければなりません。（例えば、本補助対象施設の指定管理を担う中小企業者が換気設備を改良し、その経費を支払った場合において、指定管理終了後、当該換気設備の所有者が国や県、市町に帰属する場合は、補助対象外となります。）

Q 申請書類の氏名について、宿泊施設の場合、施設を所有する会社名（○○株式会社）や会社の代表者（代表取締役等）でなく、施設名（○○ホテル）や施設の責任者（支配人等）で申請してもよいのか。

A 申請者が中小企業者であるかどうかを判断するため、施設名や施設の責任者では申請できません。

Q 同一事業者が、同一内容で、重複して申請することができない県の補助金は何か。

A 以下のとおりです。

- ・ 香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金
- ・ 感染症に強い大学づくり推進事業
- ・ 新しい生活様式のもと頑張る文化芸術活動支援事業
- ・ かがわ働き方改革環境づくり助成事業
- ・ 香川県公共交通機関感染拡大防止対策費補助金

7 交付決定

Q 補助金の交付を当てにして事業を実施したが、不採択となった場合、不採択の通知が届くまでに着手した経費は補助対象か。

A 申し訳ございませんが、不採択となった事業の経費を補助することはできません。

8 実績報告

Q 実績報告書を提出する時期は、購入した消耗品の支払いが完了し、かつ全て使い切った時点なのか、それとも購入した消耗品の支払いが全て完了した時点（本補助金で購入した消耗品は、まだ在庫がある状態）がよいのか。

A 実績報告書を提出する時期は、購入した消耗品の支払いが完了し、かつ原則全て使い切った時点以降です。

Q 現金払いについて、レシートと領収書両方を入手することが出来ない場合、どうすればよいのか。

A 原則、購入した物品や発注した工事の内容が分かる書類（レシート）と、補助事業者が支払ったことが分かる書類（領収書）の両方が必要ですが、どちらか一方しか入手できない場合は、レシートのみで構いません。

Q クレジットカード払いについて、カードの名義や決済口座の名義が補助事業者名以外（代表者個人や従業員個人の名義）の場合、どのような書類を提出すればよいのか。

A • 「カードの名義：補助事業者名以外、かつ決済口座の名義：補助事業者名」の場合、以下①～③全てです。

① 領収書【写し】

② カードの名義宛てのカード会社発行の「カードご利用代金明細書」【写し】※

※ ただし、クレジットカード決済口座が、補助事業者の名義であることが分かる必要があります。

③ クレジットカード決済口座の通帳の該当部分【写し】

• 「カードの名義：補助事業者名以外、かつ決済口座の名義：補助事業者名以外」の場合、以下①～④全てです。

① 領収書【写し】

② カードの名義宛てのカード会社発行の「カードご利用代金明細書」【写し】

③ クレジットカード決済口座の通帳の該当部分【写し】

④ 補助事業者が、カードの名義の者との間で、経費の精算を行っていることが分かる書類【写し】

Q 物品や工事などの発注が補助事業実施期間（令和2年4月7日～令和2年12月15日）中であるが、口座引落しのため、口座から引き落とされた日が、補助事業実施期間を超えている場合、その支払いは補助対象となるのか。

A 補助事業実施期間を超えている日の支払いは、補助対象となりません。

クレジットカード払いの場合、口座から引き落とされた日が令和2年12月15日（火）までに完了している必要がありますので、御注意ください。

なお、本補助金は、一括で支払う必要があり、分割払いは認められませんので、合わせて御留意ください。

Q 物品や工事などの発注の支払いについて、自社振出・他社振出により、小切手や手形による支払は認められるのか。

A 自社振出・他社振出にかかるわらず、小切手や手形による支払は認められません。

Q 相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められるのか。

A 補助事業者から相手方への資金の移動が確認できなかったため、相殺による決済は認められません。

Q 決済通貨として、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券の利用等は認められるのか。

A 決済は法定通貨で行ってください。

Q インターネット取引で物品の購入や工事などの発注をした場合において、納品書がない場合は、何をかわりに提出すればよいのか。

A 納品書が提出できない場合は、インターネット取引サイトの発送完了画面又はメール（お届け先住所により補助事業者の住所が確認できる画面）及び配送伝票の写しを提出してください。